

1 開 会 情報発信課長 (15:30)

2 町長あいさつ

本日は庄内町としての国土利用計画についての諮問。今後の土地利用についてみなさんのご意見をいただいたうえで策定したい。今総合計画の中で重要な位置付けとなる計画となるため、十分にご審議いただきたい。

また、今後みなさんに対しては実施計画についてなど他の件のご審議についてもお願いすることとなりますのでよろしく願いたい。

3 諮 問 「庄内町国土利用計画の策定について」

4 会長あいさつ

本日、町長より庄内町国土利用計画について諮問をいただきました。答申までの期間が短いですが、みなさんよりご審議いただきたいと思う。

また、個人的にも土地利用については専門知識を有しないため、みなさんより多くのご意見をいただきたいと思う。よろしく願いたい。

5 協 議

(1) 庄内町国土利用計画について 事務局資料説明

●文体が旧町時代の計画の「である」調から「です・ます」調に変調しているが、これは総合計画の文体に合わせているのか。

⇒そのとおりです。

●マスタープラン図中にある高規格道路について、余目酒田道路は明示されているが、この先立川以南については、明示されていない。このような現状となっている原因は何か。

⇒当該箇所については、平成8年度に調査区間に指定されたものの、整備区間に格上げされていない。国によれば、交通の難所や災害多発地帯などを優先するとのことであるため、進んでいないものである。ただし、毎年期成同盟会主催の促進大会や陳情などは実施しているところである。

●この計画には、高規格道路（余目酒田道路以南も含んで）の面積等は反映されていない

のか。

⇒マスタープラン図には余目酒田道路以南については路線が決まっていないため、明示していないが、土地利用計画の利用増減には法線の面積が反映されている。

●このことについては、強く国・県に要望すべきである。

●国・県の土地利用計画は平成19年度に策定されるようである。そこで、本町の土地利用計画は先に策した総合計画に即して策定されるものと思うが、国土利用法第2条と地方自治法との関連を教えてください。

⇒国・県については平成19年度の策定を目指して動いているわけだが、今後上位法が策定されれば、本町の国土利用計画についても見直しを図るよう、指導がなされる可能性は否定できない。ただし、その場合についても全改正ではなく、一部改正となると思われる。

(2) 庄内町総合計画実施計画について 事務局資料説明

(3) 今後のスケジュールについて 事務局資料説明

(4) その他

6 その他 次回以降の日程調整

● 第2回：平成18年11月22日（水） 15時00分から

● 第3回：平成18年11月28日（火） 15時30分から

7 閉会 (17:00)